

特別養護老人ホームラソ茨島 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

また、施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

| | |
|----------|------------------------------|
| 施設名 | 特別養護老人ホームラソ茨島 |
| 指定番号 | 0590100897号 平成30年5月15日指定 |
| 所在地 | 〒010-0065 秋田市茨島六丁目17番11号 |
| 施設長の氏名 | 泉 直 樹 |
| 電話番号 | T E L 018-853-0266 |
| F A X 番号 | F A X 018-853-0267 |
| 指定を受けた地域 | 秋田市 |
| (本体施設) | |
| 施設名 | 特別養護老人ホームぬくもり山王 |
| 指定番号 | 0570151530号 平成26年4月15日指定 |
| 所在地 | 〒010-0941 秋田市川尻町字大川反233番地の59 |
| 電話番号 | T E L 018-824-7000 |
| F A X 番号 | F A X 018-862-1713 |

(2) 施設の職員体制

| | 職務の内容 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|-------------|-------------------------------------|-----|------|-----|
| 施設長(管理者) | 業務の一元的な管理 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 医師 | 健康管理及び療養上の指導 | 0名 | 1名 | 1名 |
| 生活相談員 | 生活相談及び指導 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 地域密着型施設サービス計画書を作成 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 看護師もしくは准看護師 | 心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理 | 2名 | 0名 | 2名 |
| 介護職員 | 介護業務 | 15名 | 0名 | 15名 |
| 栄養士 | 食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等 | 0名 | 1名 | 1名 |
| 機能訓練指導員 | 身体機能の向上・健康維持のための指導 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 調理員 | 献立表にしたがって調理等を行う | | 業者委託 | |

(3) 設備の概要

定員 29名

○ユニットの数 3ユニット

○ユニットごとの定員 1階1ユニット 定員10名
2階1ユニット 定員10名
2階1ユニット 定員 9名

○居室

入居者の居室は、ベッド・枕元灯・チェスト・ナースコール等を備品として備えています。

○静養室

看護職員室に近接して設けます。

○共同生活室

イ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営めるよう必要な設備及び備品を備え、形状を有するものとする。

ロ 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるよう簡易な流し・調理設備を設けるものとする。

○浴室

浴室には入居者が使用しやすいよう、要介護者のための介助浴槽を設けます。

○洗面設備及び便所

施設は、居室ごとに設ける他、必要に応じて各階各所に洗面設備や便所を設けます。

○医務室

医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①食事

・栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、食事の提供に努めます。

②入浴

・入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を提供します。

③排泄

・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

・入居者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。
・重度化防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他のサービス

①理美容

利用料金：実費

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③その他

入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援します。

4. サービス利用料金（1日あたり）

重要事項説明書別紙「利用料金表」によって、入居者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。）

上記の料金・費用は、サービス利用月毎、及び終了時に合計金額を次の方法によりお支払い下さい。

銀行預金口座振替（秋田銀行・北都銀行） 指定口座振込 現金支払い

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ①入居者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の職員にご一報ください。
- ②入居者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画等を作成し、消防計画等に基づき、年2回以上入居者及び職員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

施設入居中に入居者の病状の急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに嘱託医及び施設の協力医療機関への連絡を行い対処いたします。その場合は、ご家族へ必ず連絡し対処いたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：見上 翔（生活相談員など）

ご利用時間：月～金曜日 8時45分～17時45分

ご利用方法 電話番号：018-853-0266

※第三者委員の設置

南 慶 嗣 電話番号：018-845-0668

佐 藤 壽 記 電話番号：018-846-6369

※行政機関その他苦情受付機関

秋田市介護保険課

所在地 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話番号：018-888-5674 FAX番号：018-888-5673

秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会）

所在地 〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階

電話番号：018-864-2726 FAX番号：018-864-2742

秋田県国民健康保険団体連合会

所在地 〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階

電話番号：018-883-1550 FAX番号：018-883-1551

13. 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

〈協力医療機関〉

名称 市立秋田総合病院

住所 〒010-0933 秋田市川元松丘町4-30

名称 中通総合病院

住所 〒010-8577 秋田市南通みその町 3-15

〈協力歯科医療機関〉

名称 旭北歯科医院

住所 〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-4

14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入居者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入居者様に故意又は過失が認められた場合には、入居者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。